

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月30日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	学齢簿ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市教育委員会	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	(1) 教育部教育総務課 (2) 教育部教育指導課	
個人情報ファイルの利用 目的	児童・生徒の就学状況管理及び学級編成のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 国籍、6 健康状態、7 学歴、8 家族構成	
記録範囲	武蔵村山市在住の小・中学生及び新たに武蔵村山市公立小学 校の生徒となる児童並びにその保護者	
記録情報の収集方法	(1) 住民基本台帳から利用 (2) 作成	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 教育部教育総務課 (2) 教育部教育指導課 (3) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (3) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニユ アル処理ファイルが存在す る（政令第21条第7 項）。

	マニュアル処理ファイル ☐ (法第60条第2項第2号)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作 成 日	令和 4 年 9 月 3 0 日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	就学援助支給ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市教育委員会	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	教育部教育総務課	
個人情報ファイルの利用 目的	就学援助費及び特別支援教育就学奨励費支給審査及び支給 状況の管理に利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 続柄、6 電話番号、7 職業、8 学歴、9 収入、10 公的扶助、11 金融機関口座、12 支 給状況、13 個人番号、14 家族構成	
記録範囲	武蔵村山市在住の小・中学生及び新たに武蔵村山市公立小学 校の生徒となる児童並びにその保護者	
記録情報の収集方法	(1) 住民基本台帳から利用 (2) 作成	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 教育部教育総務課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☒ 左記の範囲内のマニユ アル処理ファイルが存在す る（政令第21条第7 項）。
	☐ マニユアル処理ファイル	

	(法第60条第2項第2号)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月30日
	最終更新日	令和7年5月8日
個人情報ファイルの名称	児童・教職員健康診断ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市教育委員会	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	教育部教育総務課	
個人情報ファイルの利用 目的	児童・生徒及び教職員等の健康管理に利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 続柄、6 学歴、7 健康 状態、8 職業・勤務状況	
記録範囲	武蔵村山市内の学校に在籍する児童・生徒及び教職員等	
記録情報の収集方法	(1) 本人からの申し込み (2) 作成	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	業務委託先	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 教育部教育総務課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☒ 左記の範囲内のマニユ アル処理ファイルが存在す る（政令第21条第7 項）。
	☐ マニユアル処理ファイル （法第60条第2項第2 号）	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和5年1月30日
	最終更新日	令和7年4月28日
個人情報ファイルの名称	学校給食費収納管理システムファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市教育委員会	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	教育部学校給食課	
個人情報ファイルの利用 目的	学校給食費を納入する義務がある者並びにその収入状況及 び滞納状況を管理するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 電話番号、5 続柄、6 学歴、7 金融機関口座、8 収納・滞納状況、9 登録番号、10 児童番号、 11 保護者番号	
記録範囲	学校給食の提供を受ける者（市内公立小中学校へ通学する児 童・生徒及びその保護者並びに教職員。滞納者については卒業 後も保管）	
記録情報の収集方法	申込書等（講師の出勤予定名簿、転入した場合で緊急の必要が あるときは電話等で登録する場合がある。）	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称） (1) 教育部学校給食課 (2) 総務部文書法制課	
	（所在地） (1) 東京都武蔵村山市榎三丁目30番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニユ アル処理ファイルが存在す る（政令第21条第7 項）。

	マニュアル処理ファイル ☐ (法第60条第2項第2号)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月29日
	最終更新日	令和 年 月 日
個人情報ファイルの名称	放課後子供教室利用者ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部文化振興課	
個人情報ファイルの利用目的	放課後子供教室の利用者の管理、放課後子供教室利用に伴う事務処理のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 住所、5 電話番号、6 学校・学年・組	
記録範囲	武蔵村山市放課後子供教室利用者登録申請をした者	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	教育部文化振興課
	(所在地)	東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☐ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。
	☒ マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれていると	—	

きはその旨	
備 考	—

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年10月1日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	学校体育施設利用団体構成員名簿ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市教育委員会	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	教育部スポーツ振興課	
個人情報ファイルの利用 目的	(1) 学校体育施設を利用しようとする団体が、登録要件を満 たすかを確認するため (2) 学校体育施設利用状況の管理を行うため	
記録項目	1 氏名、2 年齢、3 住所、4 電話番号、5 在住・在勤等の区分	
記録範囲	学校体育施設を利用しようとする団体又は利用した団体の構 成員	
記録情報の収集方法	学校体育施設利用を希望する団体からの届出	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 教育部スポーツ振興課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☐ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニユア ル処理ファイルが存在す る（政令第21条第7 項）。
	☒ マニユアル処理ファイル （法第60条第2項第2 号）	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月30日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	図書館貸出業務ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市教育委員会	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	教育部図書館	
個人情報ファイルの利用 目的	蔵書管理のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 電話番号、5 図書館カード番号	
記録範囲	個人貸出登録等及び団体貸出登録票により登録の申込をした者	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 教育部図書館 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市学園四丁目四番地 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニユアル 処理ファイルが存在す る（政令第21条第7 項）。
	☐ マニユアル処理ファイル （法第60条第2項第2 号）	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月30日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	ホームページからの貸出予約サービス業務ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部図書館	
個人情報ファイルの利用目的	図書館貸出予約サービスをホームページ上で実施するため	
記録項目	1 氏名、2 メールアドレス、3 図書館カード番号	
記録範囲	貸出しを受ける資格を有する者のうち、貸出予約サービスを利用した者	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (1) 教育部図書館 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市学園四丁目4番地 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。
	☐ マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

(日本産業規格 A 列 4 番)